

平成27年7月17日

第37回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 37 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 27 年 7 月 17 日(金) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可取消報告

報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更(用途区分・除外・編
入) 申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

15 番 委員 21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第37回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「12番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページから2ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可取消について」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農地法第4条の規定による許可取消を報告いたします。 農地法第4条の規定による許可の取消申請がありましたので、ご報告いたします。 議案の3ページをご覧ください。 申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。 場所は、北指宿中学校の南、約100mのところにあるa uショップのすぐ北側の土地で、そのすぐ北側には、以前「〇〇」という食堂がありましたが、現在はやっておりません。 本申請は、自己の駐車場及び飲食店の駐車場として平成23年8月26日に農地法4条の許可を受けたものですが、飲食店の廃業、また、自己の</p>

利用もなくなったことから取消申請がなされたものです。

以上、ご報告を終わります。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについてご説明いたします。

4ページをお開きください。

(番号1番, 2番を議案書どおり読み上げ説明)

以上、報告します。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、先ほど一部7ページの修正を行っていただきましたが、今月分は11件でございます。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から11につきましては、お目通しください。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、利用権設定分について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページから19ページになります。

今月の「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案40件です。内訳は、新規の利用権設定が31件、再設定が9件、合計の面積は68,381.89㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

1番から5番については、22番委員にお願いします。

22番委員 はい。

番号1から5番につきまして、私と6番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者となりました。今回の利用権設定については、隣接地の方々から耕作してくれと言うことで、申請したとのことでした。

申請地を取得した後は、飼料稲41aの栽培を計画しております。10aに対して国からの助成金が8万円、裏作代金等を合わせて約40万円になるとのことでした。農機具等については、本人所有で、労力については、ご主人と二人で経営していきませんが、忙しい時期は、ご主人の弟の手伝いを貰うということでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しておりますので、ご参照してください。

議長 6番については、29番委員にお願いします。

29番委員 はい。

番号6番につきましては、私と23番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今年の4月から農作業に従事しています。親から借り受けて利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、オクラ20a、さつまいも30a、そらまめ15.55aの栽培を計画しており、目標年間販売高300万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受ける予定です。労力については、1人で経営していくということですが、忙しい時は、妻と親の手伝いを貰うとのこと。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

20番委員

7番から9番については、20番委員にお願いします。

はい。

番号7番から9番につきましては、私と31番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、平成26年の12月に会社を退職し、農作業に従事したいということで、土地を探していましたが、今回、土地が見つかったということで、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、オクラ19.7a、スナップエンドウ13.7aの栽培を計画しており、目標年間販売高300万円を目指しています。

耕運については知人をお願いするということです。将来は中古の農機具等を買う予定です。労力については、妻と2人で経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

9番委員

10番については、9番委員にお願いします。

はい。

番号10番につきましては、私と14番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、5年位前から農作業に従事しております。

オクラ18a, スナップエンドウ5a, ソラマメ10aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。

農機具等については親から借りて、労力については、親の手伝いを貰いながら経営していくとのことことです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

11番と12番については、29番委員にお願いします。

29番委員

はい。

番号11番から12番につきまして、私と1番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、オクラ15a, スナップエンドウ15aの栽培を計画しており、目標年間販売高350万円を目指しています。

農機具等については叔父から借りて、労力については、一人で経営していくとのことことです。

また、青年就農給付金の申請を予定しているそうです。

なお、営農計画書を資料の5ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

13番については、31番委員にお願いします。

31番委員

はい。

番号13番につきましては、私と20番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、今年の5月に会社を退職し、6月から農作業に従事しております。

オクラ33a(夏作), スナップエンドウ33a(冬作)の栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。

農機具等については、親から借りて、労力については、親の手伝いを貰いながら経営していくとのことことです。

また、青年就農給付金の申請を予定しているそうです。

なお、営農計画書を資料の6ページに添付していますので、ご参照してく

議長 ださい。
 なお、1番から5番の26番委員の説明の中で、この案件は、先月の〇〇さんの保留分になった分を、奥さん名義でということで、出した案件でございますので、ご了承願います。
 ただいま、説明が終わりましたが、ご質疑、ご意見等はございませんか。
 16番委員 はい、議長。
 議長 はい、16番委員。
 16番委員 新規就農者で、今もありましたが、オクラを3反歩、スナップを3反歩植えると年間を200万円と言いますが、200万円では少ないですよ。青年就農資金を貰うためのものだと思うのですけれども、それなら、青年就農資金を貰う必要はないんじゃないですか。それを貰うために、こう言う事をしてもらったら、税金ですよ。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。
 議長 若い人たちが、一生懸命これから農業を頑張ろうということで、就農させるわけですから、そこは、農業委員としてしっかり応援もしながら、育てていくということを考えれば。
 16番委員 しかし、若い人といっても、若い人も貰わない人もいるんですから。これは、うそを書いてあるわけですよ。
 議長 真実を書いてもらっているということですので。
 16番委員 貰うために、うそを書いて。
 26番委員 はい、議長。
 議長 はい、26番委員。
 26番委員 今、会長が言ったんですけれども、お金を貰うためにという考え方自体がおかしいと思うんですよ。もう少したとえば、いくら安くてもこれだけはなるという正直なのをしないと、まともに書く人は馬鹿をみるようなものですがね。だから事務局としても、そういうのを知らないのかねと思うのですよ。その人によって、単価を上げたり下げたりしたって、ある程度の基準として、反当りいくらというような、記載自体が虚偽ということですよ。
 議長 一応、暫時休憩として、自由にご意見をいただきたいと思います。
 (休憩)
 休憩前に引き続き審議を再開したいと思います。
 議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
 委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。

	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から40番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
6番委員	はい、すみません、いいですか。
議長	はい、6番委員。
6番委員	〇〇さんの21番から26番までですね、この方もWCSなんですよ、お父さんが今までやっていたから、息子さんにとということで申請されたと思うのですけど。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	7反くらいの面積になっていたものですから、本人に聞き取りをしたんですけれども、このWCSと転作ですかね、それをするという話でした。
6番委員	はい、議長。
議長	はい、6番委員。
6番委員	暫時休憩をお願いします。
議長	暫時休憩といたします。
	(休憩)
	休憩前に引続き、審議を再開いたします。
	議案第1号、利用権設定分の14番から40番について、ご質疑をお受けいたします。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の14番から40番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から40番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番委員。
小委員長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、説

明いたします。

7月10日の転用調査時に、5番、27番、32番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から9番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から9番まですべて売買による申請でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の7ページから35ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員

はい、議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

8番と9番の〇〇さんは、〇〇建設の社長じゃないですか。

議長

そうですね。

4番委員

3条で取得した農地の、経営形態を教えてください。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

小委員長

外にも作っているの、荒地になっているよりも、買って家庭菜園を作るといことです。

4番委員

そこは、将来、宅地に転用するような可能性のある場所ではなかったですか。前に、違反転用で調査しましたですよね。3条で購入した所を、シラスを入れて造成したことがあって、こういう前歴のある方なんですけれども、これは認めてよろしいですか。

26番委員

はい、議長。

議長

はい、26番委員。

26番委員

5番委員の方で、これでいいんじゃないかということですがけれども、3反以上持っていなければ名義は変えられないわけで、5反1畝いくらのこ

れが経営面積じゃないですか。今度買ったものだけであるとすれば、名義は変えられないと思います。だから、報告者が家庭菜園だから、面積も小さいからいいんじゃないですかと、そんな極端なことを言ってもらっても困ると思います。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

小委員長

いいんじゃないですかではなくて、家庭菜園を作るということでした。皆さんで、ご審議ください。

議長

4番委員さん、黒にんにくとかいろいろと、農業経営を5反部の中でしていращやるということです。経営形態は。

4番委員

前のことがあるので、そういうところは、調査に行った時に釘を刺して、誓約書を書かすなり忠告をするなりした方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

13番委員

はい、議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

ここ2、3年の内、転用を出したことがありますか、この人は。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

私が担当している時に、何件かありました。ちょっと資料を見てみないとわからないですけども。たぶん2件くらいはあったと思います。

13番委員

こうして畑をどんどん買いながら、それを今度は転用という形で、4番委員さんが言うように、そういった前歴の持ち主であるし、ちょっと厳しくしなければ抜け道になるわけで、過去にそういったことがあったとするならですね。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

小委員長

現地調査に行ったわけですが、この現地については、現状のところは竹藪というか、そういう形で、そこをそのまま放置して置くよりは、地主から買ってくださいということで、この方が買われると思いますが、ここを耕して家庭菜園をやると言われた所に対して、まあ、ここはしょうが無いよなということで、小委員会では認めて皆さんに提案したわけですので、皆さんで現地を見てみなければならぬということであれば、また来月見るとか、われわれ見たものとしては、現地についてはそういう状態で、やむを得ないかと思えます。

4番委員

3条で買う時には、畑にするという前提で買うわけだから、そこは、4条とか5条とかとは違うから、そこを確認して欲しいです。

小委員長
9番委員。
議長
9番委員

畑にして、家庭菜園にすると言われましたので。
はい、議長。
はい、9番委員。
過去にそういう建設業の経営者で、ここに書いているように、兼農業ですね、それもみんな知っているわけで、いろんなことをやりかねないので、正直な話、農業委員会でこういうことが指摘されたよと、従って一筆入れてくださいよと、言うくらい言っていないんじゃないですか。
今言うように、後になって転用してきて、条件が合ったら転用せざるを得ないわけでしょう、これ。

事務局
議長
事務局

はい、議長。
はい、事務局。
平成25年だったですかね、この〇〇さんが、農地法の3条で買うということで、私なんかも建設会社ということで、疑わしいなと思った時は、皆さんの担当地区であれば、確認書というのを持って行って、この方はどうですかということで、確認書の中に、作物は何を作って、間違いなく農業をしているよと確認を貰って、それで〇〇さんは、その時なったんです。
今、農地を取得して、転用の話が出ているんですけども、うちの農業委員会の中に、例えば農地法の3条で取得して、1年以内は転用できませんけど、1年過ぎたら転用ができますというのがあります。
この方だけじゃなくて一般の方も、たまには、農地法の3条で取得したんだけど、まだ1年経っていないのだけど、いつで1年になるのかねとか、こういう電話が来たりします。私なんかも、農業委員会の規定の中に、そういう1年以内はできないですけど、1年過ぎたら出来るということですので、対応する時もあります。

5番委員
議長
小委員長

はい、議長。
はい、5番委員。
もう一つ現地調査に行った時点で、今言われたように転用が可能ですので、当然私もそれを見て、何年か後には転用をされるんだろうなと、ここは畑としておく所じゃないなと現地確認しています。そこに転用されて、家が建っても、なんらそれはおかしくないことだと思います。

14番委員
議長
14番委員

はい、議長。
はい、14番委員。
〇〇さんは、いろいろあったということですが、現在は、黒にんにくというのを作るために、5反部という農地を作っているという実情を、私も本人から聞いたり見に行ったりとかして、農業をするということに対しては確かです。それがイコール小さな畑がどうのこうのということで、出てい

るんですけれども、もうそれは、正規な手続きでくれば、やむ無しじゃないですか。それだけ家ができるということは、指宿の建設というのも増えるし景気も良くなるんだから、そこまで考えたら、どこまで規制と言いますか、農業委員が担っていかないとならないかということになりますので、別な建設会社も、〇〇建設でしたか買っているの、いろいろ計画があるから投資するのであって、もし、不法に買おうと言うときに、農業委員会がしっかりした意見を持ってやればいから、今度のこの件も、ただ意見は言えるけれども。

4番委員

はい、議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

私はですよ、これを許可するとは言わないですが、現地調査に行った時は、一言申し添えて欲しいというだけのことですよ。

許可するとか、そんなことは言っていないです。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

鹿児島市の農業委員会は、農地法の3条で取得した農地は、耕作目的ということで、転用は認めていないです。

委員

「うちもそうすれば」という声あり。

事務局

そこは、皆さんが決められれば、事務局としては、そのままやっていくだけですから。

小委員長

それは、また、困ると思います。

あのまま竹藪を、3条にできないからと言って、家を建てると言っても、買うところも無くて、家の計画も立てられないということです。

9番委員

はい、議長。

議長

はい9番委員。

9番委員

今言ったように、法律的にはできるわけですから、ただ言いたいのは、言い訳して、そ菜園芸するからこうするとかね、まあ、ちゃんと1年過ぎて、私もやっぱり飯を喰わないといけないから、建設業だから家も建てますよと、言葉で言えばいいのだけれど、偽りのあれで話して、またこの農業委員会で報告するからね問題があるわけ、偽りのないことを一筆書けば、あなたは、調査の時にこう言ったじゃないのと、だけど法的にはできるんですよ。だけど、そこを抑制しないと、今まで指宿はほとんどそうでした、はっきり言って。

農業委員会が釘を刺しながら、事務局もわれわれ農業委員もそういうような、不動産、建設業者については、指導していったんですよ。真面目な建設屋に問題が出るわけですよ、お前らは何で許可するのよとかね、同じ

同業者から表面に出てきたから、そういうことがないように、ちゃんと手続き踏んでいますよと、言えることをしておかないと、いかんですよとこういうことです。

議長 今後は、4番委員さん、こういう案件が上がってきたときには、調査委員さんがもっと詳しく聞いて、そういう話をもって対処していきたいと思いますので。

この、議案第2号について、何かご質問等はございませんか。

2番委員 はい、議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 許可日に対しての1年なのか、名義を変えてから1年なのか、この前の案件でもちょっとあったんですが、許可をしたから1年経ったから、5条申請がまたできるとか、許可が出てから、3ヶ月、4ヶ月後に名義を変えてからの場合とか、その辺を具体的に教えてもらわないと、許可日からの1年でできるのか、そこをお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 委員会日になります。委員会日が許可日になります。それから1年です。

2番委員 後で名義を変えようかと言うのが出てくるのかなというところがありますので、自分のものになって1年経たないとだめだとか、その辺を考えていただければ有難いと思いますので。

議長 はい、事務局。

事務局 2番委員さんが言われたとおり、登記をしてから1年となると、私なんかも登記をいつするかというのまでは分からないので。

2番委員 それは、申請がくれば分かるわけですよ、登記をいつ変えましたというの、分かりますよね。

事務局 登記簿を見れば分かりますが、そこまですれば複雑になって、委員会日が許可日としないと。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

小委員長 そこを心配するのであれば、鹿児島市みたいに3条で取得したものは、転用は認めないとすれば、でないと1年だったら、今話をしているのは、1年なのか1年半なのか、2年なのか、そこらの範囲ですがね、そこで指摘されてまだ経っていませんよ、半年後にはなるわけだから、そこを宅地にしてもいい条件のものなのか、してはいけない条件のものなのかの判断であって、その人とかは、今までののは、われわれが判断する基準ではないと思います。

その土地が、宅地にしてもいいものなのか、畑で置かないといけないものなのかは、われわれの判断するところだと思います。

それとですね、例えば、私は、何に使うんですかと聞いたところ、にんにくを植えます、家庭菜園にしますということなので、それ以上のことは、別に聞けないかと、それで帰って来たんですが、ただ、買うという形であって、シラスを入れてブロックを積んで、宅地みたいにするところがあるので、おかしいんだよという話が聞かれたので、それはそれで、例えば、1ヵ月後とか2ヵ月後、忙しくなるけど農業委員がまた確認に行くという操作をしないといけないのかなと、別件で出てきたんですけど、利用変更届の調査に行った時、いろいろ問題があるんだと、土砂を下げたときに、45度勾配で下げるとなっていると、これをちゃんと45度で下げれば、土手は崩れないのに、あなた方は、許可は見に来るけれども、した後を見に来たことがあるかと業者から言われました。だから、仕事は増えるけれども、そうするのが、われわれの許可の基準なのかなと思いました。だから、このこととか、今のことであっても、いつ家庭菜園になるのか、ならんかったら、やっぱりしてくださいねというのを出すなり、そこが益々忙しくなるし、それをいつ回るのか、問題もあるんですけど、だとしたら、そうことしか出来ないのかなと思いました。

議長
委員
議長

どうですか、ご意見ございませんか。

「なし」の声あり。

ないようですね。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

先ほどの、利用権設定の件ですけれども、話を聞きに行ったところ、7月いっぱい申請が出来るということです。申請を変更するというのも、7月いっぱいであれば出来るということです。

6番委員

7月いっぱいですね、それなら、〇〇さんの両方とも、〇〇さんの方もそれですということですね、それだったら問題ないですね。

議長

次に、入ります。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更、(除外)の申し出の

5 番委員
議長
小委員長

意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

はい、議長。

はい、5 番委員。

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定について説明いたします。

番号 1 番ですが、「除外」でございます。

申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

除外の目的は、一般住宅の建設です。

資料の 3 6 ページをご覧ください。

申請地は、宮之前営農研修センターから南西へ 4 7 0 m 行った所の農地で、東は道路、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外がされましたら 1 0 h a 以上の広がりのある農地であることから第 1 種農地に該当し、おおむね 5 0 m 以内に 3 戸以上の住宅等があることから、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

土地の所有者は、〇〇さんで、申請人は、〇〇さんです。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号 2 番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

転用の目的は、賃貸住宅の建設です。

資料の 3 7 ページをご覧ください。

申請地は、二月田自治公民館から東へ 4 5 0 m 行った所の農地で、東は畑及び道路、西と北は畑、南は畑と宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外がされましたら 1 0 h a 以上の広がりのある農地であることから第 1 種農地に該当し、南側に住宅等が連たんしてあることから、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

土地の所有者、事業計画者は共に〇〇さんです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告しますが、小委員会では除外もやむをえないと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第3号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

9番委員 はい、議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 宮之前営農研修センターとなっておりますが、垂門でしょう。

議長 おっしゃるとおり、垂門が目の前ですね、宮之前はちょっと遠いのです。垂門から70メートルでしょうかね。ご意見等は、ございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は一般住宅及び車庫の建設です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域に近接する区域内の農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、南指宿中学校から西へ90m行った所の農地で、東は道路、西及び南は畑、北は宅地に接しています。

申請人は、現住所が不便なため自己の所有する申請地に転居する目的で許可を得ようとするものです。

建物の高さを加減するなど、周囲の農地へも配慮して建築することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫及び通路です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である農業用施設に該当いたします。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、山川中学校から南へ725m行った所の農地で、東は道路、西は宅地及び転用許可地、南は畑、北は宅地に接しています。

申請人は、不動産業を主に行っていますが、本人や申請地の隣に居住する息子が農業も手がけていることから、申請地に農業用倉庫を建設しようとするものです。

なお、申請地の一部は、申請地の隣の息子の住宅の庭として既に利用していることから始末書の添付がされています。

土地の形状については、現状で土留め工事をする予定です。

周辺の農地へも配慮して建設することから影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

13番委員 はい、議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 2番目のですね、職業は不動産業となっていて、転用目的は農業用倉庫となっていますが、不動産業が農業用倉庫というのはどういうことでしょうか。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

小委員長 これは、不動産業兼農業です。暫時休憩をお願いします。

議長 暫時休憩といたします。
(休憩)
休憩前に審議を再開いたします。

委員 議案第4号について、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。

議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

んか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

5番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、5番委員。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、南指宿中学校から南東へ280m行った所の農地で、東は畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

申請者は、現在、借家住まいのため、申請地を購入し、住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、周囲をブロック積みする予定です。建物の高さを加減し周辺の土地への土砂、雨水の流出のないよう施工するため営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から南へ300m行った所の農地で、東、西、北は宅地、南は道路に接しています。

申請者は、現在、借家住まいのため、申請地を購入し住宅を建築する計

画です。

土地の形状については、現状で、周囲をブロック積みする予定です。

周囲に農地はなく、営農への影響はないものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の42ページをご覧ください。

申請地は、丹波小学校から西へ75m行った所の農地で、東と南は市道、西は畑、北は宅地に接しています。

申請者は、現在、借家住まいのため、申請地を親から使用貸借し、住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、西、北側はブロック積みされており、西側の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農作業用通路です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から南へ520m行った所の農地で、東は道路、西、南、北は畑に接しています。

申請人は、申請地の先でオクラを栽培していますが、通路がないため、申請地を購入し農作業用通路として利用する計画です。

土地の形状については、現状で、隣接地との境界にはブロック塀が設置されており、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から南へ540m行った所の農地で、東は道路、西、南、北は畑に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため、申請地を買受け、住宅を建築する予定です。

土地の形状については、現状で、隣接地との境界にはブロック塀が設置されており、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の45ページをお開きください。

申請地は、川尻小学校から北へ250m行った所の農地で、東は畑、西は今年3月に転用許可を受け既に太陽光発電施設が設置されている雑種地、南は宅地、北は道路に接しています。

申請者は、妻名義の土地を使用貸借し太陽光パネル300枚を設置する計画です。

土地は、現状で、周囲をフェンス又は有刺鉄線で囲む予定であり、パネルの高さも最高1.3mであることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の46ページをお開きください。

申請地は、西指宿中学校から南東へ300m行った所の農地で、東西は資材置場と通路、南北は湊川に接しています。

申請者は、申請地を購入し、資材置場及び通路として利用する計画です。

土地は、現状で、周囲は川と自己利用の資材置場と通路であり、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の47ページをお開きください。

申請地の7222-1は、宮自治公民館から北西へ320m行った所の農地で、東は田及び雑種地、西、南、北は雑種地、また、7329-1及び7329-5は同じく宮自治公民館から北西へ295m行ったところの農地で東は道路、西、北は田、南は雑種地に接しています。

申請者は、管理運営業を行う会社で、今回、駐車場を賃貸している病院から駐車場の増設を依頼され、申請地を購入するものです。

土地は、湿地帯のため、埋め立てを行い、土留工事を行う予定です。また、7329-1、-5の西、北側の田は、葦（よし）が生い茂っており、耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校の東10mの所の農地で、東と北は宅地、西は国道、南は私道に接しています。

申請者の〇〇が、〇〇の隣接地を取得して駐車場として利用するものです。

土地は現状で、土留工事を行う予定で、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の49ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから東へ290m行った所の農地で、東と北は市道、西は水路、南は雑種地に接しています。

申請者は、付近で葬祭場を経営していますが、駐車場が手狭になったため、駐車場28台分を整備する計画です。

土地は、50cmほど盛土をし、周囲を防護柵で囲む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の50ページをお開きください。

申請地は、市役所から東へ120m行った十町土地区画整理事業地内の農地で、東と北は市道、西と南は田に接しています。

申請者は、現在借家住まいのため、義父より申請地を使用貸借し、住宅を建築する計画です。

土地は、現状で、境界はブロックを積む予定で、土砂の流出のないようにするとのことです。

区画整理地内であり、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで、長時間に渡りますので、50分まで休憩を取ります。

(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

次に、「議案第6号 農地利用変更届けについて」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

小委員長

これにつきましても同メンバーで調査にあたりましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、2番も隣接する土地で、施工業者も同じことから、合わせて説明します。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
資料の51、52ページをお開きください。

申請地は、山川中学校から南へ720m行った農用地区域内の農地です。
農地の傾斜が大きいので、傾斜をなだらかにするためと、道路と高さを
同じにするため平均1m削土するものです。

周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。

次に3番ですが、これも4番、5番が隣接する土地で、施工業者が同じ
であることから、併せてご説明します。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
資料は53～55ページをお開きください。

申請地は、川尻小学校から北へ1km行った農用地区域内の農地です。
土地が道路より高く、農業機械が入りにくいため約1.5m削土するもの
です。

周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、営農への影響も特に認められないと判断いたします。

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第7号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案第7号 農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付をご説明いたします。

今月は、売渡申し出4件、貸付申し出1件でございます。

資料の30ページをお開きください。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地籍図につきましては、資料の56ページと57ページとなります。

番号2から5につきましては、お目通しください。

なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の58ページから67ページに添付してありますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、借受をご説明いたします。

31ページをお開きください。今月は8件でございます。

今月は、借受の申し出が多くて、後半の3件につきましては、農業生産法人、農業法人というのが加わっておりますし、説明をいたしたいと思えます。

(番号1番から7番を議案書どおり読み上げ説明)

最後の32ページ関連の説明を聞いていただきたいと思います。

(番号8番を議案書どおり読み上げ説明)

〇〇会社というのは、過去に於いて農業委員会の方に、農地法上で言う農業生産法人の届出はございません。ここの農業法人としましての説明をいたしまして、新規参入することの審議をしていただくために、〇〇会社さんの、今までのいきさつ等を含めて説明したいと思えます。

新規参入に関する説明を受けた日は、平成27年5月19日でした。

去年の6月21日 JR指宿枕崎線の生見、薩摩今和泉駅間で、特急 指宿のたまたま箱が、線路に崩れた土砂や木に乗り上げて脱線した事故がございましたが、事故直後の指宿市の迅速な対応に対し、〇〇の社長が市を訪れて市長にお礼を申し上げたようです。このことをきっかけに、〇〇がぜひ農業分野で指宿市に恩返ししたいということで、新規参入に至ったということです。

こういう相談に来たものですから、提出書類を、まず、法務局発行の会社の全部事項証明に法人登記をしているかということ、定款の定めがしっかりされているかということ、あとは、農業事業の一覧をいただきました。

それと、指宿市での事業計画を貰いました。それで〇〇会社さんの概要について説明しますと、本店は、佐賀県鳥栖市にあります。平成22年4月1日に設立され、事業目的は農業作物の生産販売など、さまざまな分野にまたがる事業を目的としているようです。現在、4県で事業を展開しております。熊本、福岡、宮崎、大分で、佐賀県は本店だけで実績はありませんでした。農作物の生産状況については、ミニトマトを3ha玉名市の方で、卵を6棟の9、600羽くらい福岡の飯塚市で、ピーマンを2haくらい宮崎県新富町で、ビワを4.5haくらい大分県大牟田市で、さつまいもを5haくらい大分県臼杵市で、その他、ネーブル、デコポン、温習みかんを3haくらい熊本県の宇都市で、甘夏を3反くらい大分県臼杵市

の方で生産実績のある農業法人であります。

最後になりますが、指宿市の方でどのような事業展開を考えているのかと言いますと、品目はスナップエンドウで、面積は市内全域で1ha程度から営農を開始したいということで、採算が取れる最低の面積が1ha程度と設定されているようです。数年掛けて、3haくらいまで規模を拡大したいという構想であるようです。2月から10月が夏作でオクラ、9月から4月がスナップエンドウという形を取っていきたいようでございます。栽培期間外の農地については、休耕もしくは連作障害が出ないようにかぼちゃ等の作物を植えたいという構想でございます。その他スナップエンドウとオクラ以外にも、アボガドやライチ、パパイヤなども植えたいと構想を練っているようでございます。

流通経路については、JAを通じた流通を主として、ネット販売等も展開していきたいというようなことでございます。従事者は、社員を1名から2名雇用して、パートさんを最大で11名くらい雇用して営農を展開したいとの計画でした。

〇〇会社さんの農業方面への新規参入に関しては、鹿児島県の方にも相談に行ったりとか、鹿児島県の地域振興公社にも相談に行ったりとか、県内でも農業の展開を考えていらっしゃるようでした。

以上でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

30番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

30番委員

7番は、開聞地区はものすごく人気があるんですけども、どんな狭いのもいいんですかね。せめて1番 〇〇さんの電話番号くらい書いてくれて相談するシステムを作ってくれないとどうにもならないですよ。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

今言われたのは、〇〇の下限面積ですよ。

30番委員

これは、これでいいですよ。ほかのやつは、3,000㎡借りてくださいと書いてありますが、どれくらいとも分からないし、例えば1番の〇〇さんですよ、電話くらい教えてもらわないと、ここがこんなものがあるよというのに、あとから狭いからだめとか言われるんですよ。

議長

封筒にすべて、電話番号等もすべて入っていますよ。連絡先がですね。

30番委員

入っていますか。分かりました。

事務局	下限面積もやはりこれから、聞かないといけないことだと思います。次からは必ず聞いて、記載するようにしたいと思います。
議長	ほかにございませんか。
8番委員	はい、議長。
議長	はい、8番委員。
8番委員	われわれ農業委員というのは、遊休農地の解消というのがあるので、8番なんかの指宿市に貢献したいというのがあったら、遊休農地でもうまく借りてくれたらいいのですけれども、その辺の小さい畑でもいいのかなと気になる場所ですね。
議長	遊休農地でもやるのかな。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	遊休農地の利用についても、私の方から〇〇さんに確認しなければいけなかったのですが、事務局の方でまたそれについて尋ねて、あっせん委員になっていただいた方に、その辺りまたお話したいと思います。
議長	ほかにございませんか。
19番委員	はい、議長。
議長	はい、19番委員。
19番委員	ちょっとびっくりしているのですが、こういう市内全域とか言われているんですけども、開聞地域にはほとんど農地が無くて、農地争いをしているんですよ、相談を受けてどうしたらいいのかなと、借りていたのに、もう作らないでくださいとか、やりにくくなって、おまけに農地のあっせんがすごく多くてですね。
23番委員	はい、議長。
議長	はい、23番委員。
23番委員	無ければ、無くてしょうがないので、早く進行していただきたい。
議長	よろしいですか。
委員	(全員了解あり。)
議長	このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	売渡、貸付の 番号1は14番と32番委員。 番号2は 1番と32番委員。 番号3は10番と 3番委員。 番号4は28番と10番委員。

番号5は 1番と14番委員。
借受の、
番号1は仙田地区24番と30番委員，西方地区9番と14番委員。
番号2は 1番と29番委員。
番号3は十二町地区20番と利永地区17番委員。
番号4は指宿地区4番と7番委員，山川地区26番，開聞地区19番委員。
番号5は 2番と19番委員。 番号6は27番と 6番委員。
番号7は 2番と24番委員。
番号8は指宿地区23番委員，山川地区5番委員，開聞地区24番委員。

議長 ただいま，事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

4番委員 はい，議長。
議長 はい，4番委員。
4番委員 借受の4番ですが，以前もこの方はあっせん申し出で，私も5反歩ぐらい紹介したんですけれども，まだ引き継いでいる状態で，ほかの方も要望している中で，われわれの地区では，もう手いっぱいなのかなと思います。29番委員に了解をいただいておりますので，29番委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

議長 29番委員さんよろしいでしょうか。
29番委員 はい。
議長 この4番委員さんを，29番委員さんに変更ということで，お願いします。

ほかにございませんか。
ただいま，事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)
9番委員 はい，よろしいでしょうか。
議長 はい，9番委員。
9番委員 売渡の時に，あっせん書類すべて担当が受取っているのですが，ただ，利用権設定しているのがわれわれ実際分からない場合があるわけですから，その時は，合意解約も書かないといけないわけですから，これを含めて書類を入れておいていただきたいのと，合意されて，いろいろ契約書を作るのですが，印鑑証明とか，受託書。市外の方々，市外とのやり取りをいつものしないといけないですよ，こういうのを事務局の方で，してもらえないだろうかという，一つのお願い事なのですが。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 9番委員が言われるとおり、利用権設定の履歴状況を調べて、合意解約が必要ですと言えればいいのですけれども、その時答えられなくても直近で連絡します。そこは気を付けます。それから、売手の方が指宿市外に住んでいらっしゃる方も、委員の皆様がすべておさめるという形でお願いしているのですけれども、さまざまな事情があると思います。市外の方々との連絡は私の方が受けますので。その時はですね。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 土地の売買は、法人になっておれば、ぜんぜん税金はかからないから、農業委員会あつせんはしなくてもいいと聞いたのですが、本当かどうか、それは、農業委員会に確認を取ってみるからと返事をしたんだけど、無税ですか、売買した場合も。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 基盤法による所有権移転によって、土地の名義が変わる案件につきましては、800万円控除というのがございまして、これを超えた場合にはメリットがあると思います。それ未満であればすべて、譲渡税については、国税、県税メリットがあると思います。聞かれたのは農業法人ですよ、私の理解では、農業法人も一個人と同じように、市の農業委員会が農業生産法人として認めたところは、800万円の控除が受けられると理解しております。

26番委員 確認します。とにかく法人が売った場合も、農業委員会あつせんとしなくても、売り手に税金は付かないというふうに、説明していいですね。

事務局 私が今説明したのは、この議案を通じる基盤法の所有権移転に限り、800万円の控除がありますよということです。

26番委員 農業法人だったら、税金は掛からないと聞いたもんだから、総会があるから、その時に確認すると言ったのです。

事務局 800万控除というのは、あくまでも毎月の議案の中で、基盤法の中の所有権移転をした時に控除が受けられるだけで、議案を通じない当事者同志でのものは適用外です。

26番委員 800万控除というのは前から言っているので分かっているが、それを繰り返して言ったって、回答にならないですよ。

議長 そこは、しっかり調べて回答させてもらいます。
それから、9番委員さんが言われたように、遠距離の東京、大阪とかの

あっせんが出てくるわけですよ、電話でやり取りしますけれども、電話代の問題もあって、そこら辺りも絡んでいると思うのだけれども、何回とあっせんというのは電話でやり取りしますよね、その時の電話代は、あっせん委員の自己負担かというのが出てくるんですが。

9 番委員

はい、議長。

議長

はい、9 番委員。

9 番委員

売買契約書を1通作ってコピーして、農業委員会に渡せばそれで良かったんですけど、だけど〇〇さんの担当になってから、2通作りなさいと指導を受けたわけです。確かにそのとおりなのですよ、契約書には2通作ってお互いに渡すとなっていますので、印紙税も免除があるとなっているけど、皆さんは統一されていますか。そういうのを言わないといけない。

議長

そういうふうに、されていますよ。必ず売手、買手双方にいるわけですから。

議案第7号については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

委員

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

議長

「なし」の声あり。

ほかになれば、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他（議案33ページを参照して説明）

1. 7月の行事報告

2. 8月の行事予定

3. その他

議長

ほかにございませんか。

26 番委員

はい、議長。

議長

はい、26 番委員。

26 番委員

今回で辞められる方もいるわけですが、開聞の杉の問題ですね、農業委員会の中でも裁判にするのどうのということで、全員調査もしたのですが、これがどういう状態になっているのか、その後の経過を教えてください。

議長

それは、最初は裁判の云々というのが出ましたけれども、最終的には、本人が裁判をするもので、われわれは、これは違法だよという形で、約束の何メートルで抑えて植えると、その約束を守っていくであるならば、今の段階では次に進むところではないと、それを野放しに杉林にするのであれば撤去してくださいとなります。それに不服があるならば、本人さんが

裁判で決着を付けるという順序になっているみたいです。今のところは杉を植えたけれども、クヌギを設置する段階で、上を切って止めてしていくのだったら問題は生じないというか、そういう見解です。

26番委員 局長はじめ、職員も知らない人もいるかもしれないので、そういう問題もあるんだと職員も知ってもらわないと、立ち消えみたいになると思うのですよ、だからしっかりと書類で残すかしないと、後は、分からなくなりますよ。

議長 やはり、新しく現地調査もする必要がありますね、指導もする中でですね。

ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第37回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後 4時34分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員12番委員

議事録署名委員16番委員